

# 1 計画策定の背景と目的

平成17年4月1日、石巻地域の1市6町は、石巻市として新たに生まれ変わりました。東西約35キロメートル、南北40キロメートル、面積555.6平方キロメートルの市域の中、北上川が新旧二つの河口から追波湾と石巻湾に注ぐとともに、その流域には平野が広がり、丘陵が点在しています。海岸は、長面浦・万石浦の入り江を伴いながら、太平洋側・牡鹿半島のリアス式海岸、石巻湾側の砂浜と変化を見せ、沖合の金華山、網地島、田代島といった大小の島々では、タブノキなどの林に覆われています。特に金華山は信仰の島として全国的にも有名です。北上高地から牡鹿半島へと続く北上山系の山々は、モミ・イヌブナ・ブナの自然林が原生林の面影を留めています。

かつて、人々は自然の再生可能な範囲内で生活し、自然と人々の生活は調和したものとなっていました。しかし、高度経済成長期以降、人口が増え、開発が盛んになるにつれ、人々の生活が工業製品であふれ便利で快適なものとなっていく一方で、自然と人々の生活は離れたものとなり、自然への尊敬の念は薄れ、自然破壊が進んでいます。

1987年に「環境と開発に関する世界委員会」の報告書において、持続的発展が可能な社会の構築の必要性が説かれてから20年になろうとしています。その間、京都議定書が採択・発効されるなど環境に関する国際的な協力は進んでいますが、地球温暖化に代表される地球規模での環境危機はその深刻さを増しています。

物質的な豊かさを追い求めてきた結果、私たちは、過去とは比較にならないほど便利で快適な生活を享受しています。しかし、それは、自分が住んでいる地域、そして地球全体の環境まで破壊しながら手に入れているものなのです。このことは、石巻市もその例外ではなく、悪臭、騒音といった産業型公害は一部地域で依然として残るとともに、大量消費、大量廃棄型の生活様式は、生活雑排水による水質汚濁やごみの排出量の増大といった都市・生活型の公害を生んでいます。

大切なふるさと石巻は、私たちの世代だけのものではなく、次の世代に引き継がれなければならないものです。また、私たち人間だけでなく、他の生き物とも共有しているものです。市民・事業者・市の各主体は、このことを深く理解し、互いに協力するとともに各地区の連携を強めることにより、積極的に環境への配慮を図り、地域、ひいては地球全体の環境改善につなげ、多様な自然と共生し、心豊かに健康な生活を営むことができる持続的発展が可能な社会を構築していかなければなりません。

## 2 計画の役割と策定事項

### (1) 計画の役割

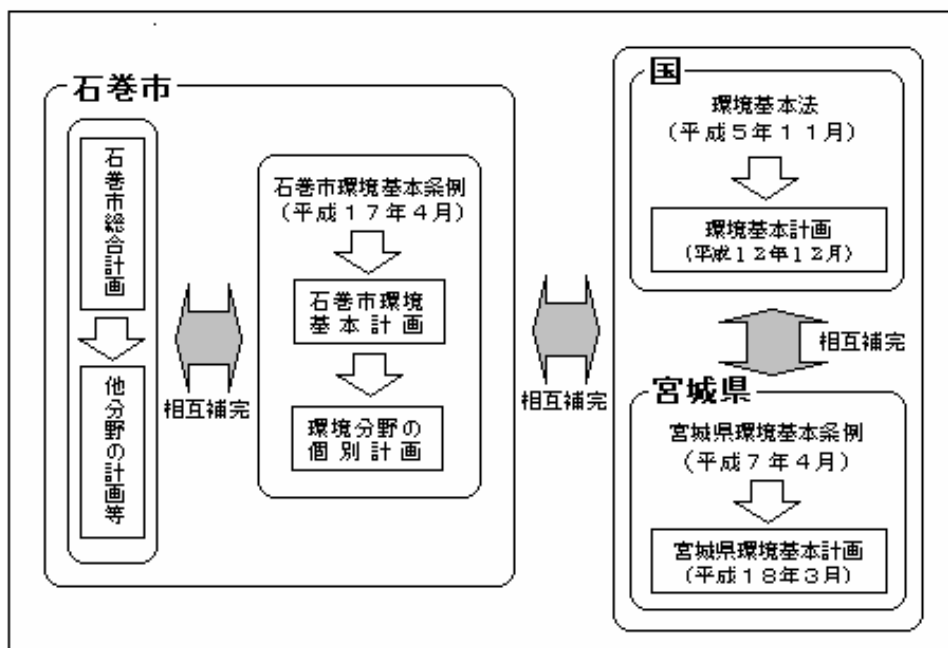
環境基本計画は、環境基本条例第3条に掲げられた以下の四つの基本理念の実現に向け、本市が策定する各種の計画や実施する事業において、環境の分野に関する施策の基本となるとともに、市民、事業者及び市の各主体が行う地域における地球環境保全に向けた具体的な行動の指針となるものです。

#### 【環境基本条例の基本理念】

- 第3条 環境の保全及び創造は、資源の循環を基本とした活動により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生していくことを目的として行わなければならない。
  - 3 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行わなければならない。
  - 4 環境の保全及び創造は、国際的及び広域的立場に立って、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

また、環境基本計画は、その名のとおり市の各種計画における環境分野の施策の基礎として位置付けられるとともに、国・県の環境基本計画と相互に補完しあう地域計画としての役割も果たします。

#### ■ 環境基本計画の位置付け



## (2) 計画の策定事項

環境基本条例第8条では、環境基本計画の策定要件を満たす必要事項として以下の二つの事項を定めています。

### 【環境基本計画の策定事項】

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

以上に基づき、環境基本計画においては、その**基本的な策定事項**として以下の五つの事項を定めます。

- ① 本計画における石巻市の環境像と、その実現を図るための目標を設定します。
- ② 目標の達成に向け施策の方向及びその実現のため必要な具体的な政策を示すとともに、重点的に取り組む事業についてリーディングプロジェクトとして設定します。
- ③ 本市の多様な自然環境と広い市域における各地区の特性を踏まえ、環境保全のため必要な各地区の連携の方向と環境配慮の在り方を提示します。
- ④ 目標の達成に向け、市民・事業者・市の各主体に求められる環境配慮の在り方を提示します
- ⑤ 計画の進行を管理するとともにその達成の程度を計るため、計画の推進体制等を明らかにします。

### 3 市民・事業者・市の基本的な役割

今日の環境問題は、日常生活や通常の事業活動による環境への負荷の増大によるものであり、地球温暖化に見られるように、地域における行為が、広域に、そして地球全体にまで影響を及ぼすといった空間的広がり、その影響が将来の世代にもわたるといった時間的広がりをもっています。また、加害者と被害者の関係が明確な産業型公害に比べ、私たち自身が被害者であると同時に加害者であるという側面をもっています。

こうしたことから、本市を取り巻く環境問題を解決していくためには、市はもとより、市民・事業者の自主的・積極的な取組が不可欠となります。市民・事業者・市がそれぞれの立場で、また、相互に連携を図りながら、以下に示すような役割を果たすことが必要です。

#### (1) 市民の役割

市民は、日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動への積極的な参加が求められます。

#### (2) 事業者の役割

事業者は、従業員も含めた事業所全体で事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減や良好な環境の保全と創造などへの取組に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域を構成する一員として、地域における環境保全活動への積極的な参加が求められます。

#### (3) 市の役割

市は、本市の環境の保全と創造を担う責任主体として、石巻市環境基本計画に掲げる施策を総合的・計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実践に努めるとともに、広域的、地球的規模での取組を必要とするものについては、国、県及び近隣の地方公共団体と協力して行います。

また、環境に関する情報の提供や啓発を行うとともに、市民・事業者が行う環境保全活動を支援します。

## 4 計画のビジョン

### (1) 環境像

本計画において実現を目指す石巻市の将来の環境の在るべき姿を平易かつ端的な言葉で表したものが「環境像」です。環境像の設定に当たっては、環境基本条例、新市まちづくり計画の将来像及び基本方針などを踏まえ、以下のとおり設定します。

**「多様な自然との共生 心豊かな生活 未来へつなぐ美しいふるさと」**

これは、市民が、日常における環境に配慮した行動を通して、地域の多様な自然と共生し、良好な生活環境を維持するとともに、地域の歴史的遺産を守り新たな文化を育むなど心豊かな生活を営みながら、美しいふるさとを次の世代へ引き継ぐ、将来の環境のあるべき姿を表現したものです。

### (2) 基本目標

本計画が目指す環境像を実現するためには、様々な環境課題に取り組んでいく必要があります。

本計画では、環境基本条例第3条に規定する四つの基本理念に基づき、次の四つの基本目標を掲げます。

- ① 広域的、地球的視点に立った健全なまち
- ② 自然と共生するまち
- ③ 資源が循環し、環境への負荷が少ないまち
- ④ 地域が連携し、市民が行動するまち

## ① 広域的、地球的視点に立った健全なまち

本市の環境は、数値的には概ね良好な状態にはあるものの、悪臭、騒音、水質汚濁などの問題が依然として存在しております。

魚町の化製場（鶏や魚の加工残さを原料とする飼料・有機質肥料の製造工場）等による悪臭は、工場周辺に留まらず風向きによっては旧北上川の西側の市街地にまで届くとともに、本市を訪れる観光客等に悪印象を与える原因にもなっており、迅速かつ実効性のある対策の実施が求められています。

市街地における公共下水道の普及率は着実に伸びてはきていますが、生活雑排水による水質汚濁を防止するためにはより一層の整備が必要です。また、万石浦など市街地に隣接している海域については、富栄養化の防止などの対策を進める必要があります。

航空自衛隊の航空機による騒音は、国により影響緩和のための住宅防音工事等が進められていますが、実施区域・対象家屋の拡大と工事の促進が望まれています。

また、以上のような地域的なものだけでなく、北上川の水質の保全といった流域周辺市町村との連携に基づく広域的な取組が必要な課題や、現在深刻化しつつある地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球規模での環境問題への対応についても、行政だけではなく事業者・市民レベルでの広範な取組が求められています。

こうしたことから、市域に留まらず、広域、地球といったマクロ的な視点に立ち、日常の生活や事業活動が環境に及ぼす影響を十分踏まえた総合的・計画的な取組を進めます。

## ② 自然と共生するまち

本市の自然の特徴は、その多様性にあります。

北上川はヤナギの河畔林やヨシ原を伴いながら流れ、その流域の平野には、縄文の昔、島であった丘陵が点在しています。海岸は、長面浦・万石浦の入り江を伴いながら、太平洋側は神割崎から牡鹿半島までがリアス式海岸に、旧北上川の河口である石巻湾側では長浜から雲雀野へと続く砂浜となっています。沖合には、金華山、網地島、田代島のほか多くの小さな島々が浮かんでいます。名振沖の八景島は太平洋沿岸北部におけるタブノキなどの暖地性植物群落として国の天然記念物の指定を受けています。牡鹿半島がその南端となる北上山系の山々は、暖温帯から冷温帯への移り変わる地域としての特徴を持つモミ・イヌブナ・ブナの自然林が原生林の面影を留めていますが、その大部分をクリやコナラなどの二次林やスギなどの人工林が占めています。

この多様な自然の中、多くの生物が生息しており、翁倉山のイヌワシ繁殖地が国の天然記念物の指定を、大指沖の双子島はウミネコ等の繁殖地として県の天然記念物及び日本野鳥の会の重要野鳥生息地の指定をそれぞれ受けているほか、金華山は信仰の島として、またニホンジカやニホンザルの生息地として全国的にも有名です。その他環境省及び県のレッドデータブックに掲げられている絶滅危惧種が多く含まれています。

石巻地域の自然の多様性は国・県レベルにおいても高く評価されており、旭山が昭和15年に県内の平野部では唯一の県立自然公園に指定されるとともに、昭和54年には北上高地から牡鹿半島へと続く北上山系の山々が南三陸金華山国定公園に、硯上山、上品山、牧山、万石浦を含む地域が硯上山万石浦県立自然公園にそれぞれ指定されています。

私たちは、ふるさとの自然の価値を正しく理解し、この貴重な自然を次の世代へ引き継がなければなりません。

また、本市の多様な自然は、農業・林業・漁業の基盤となっていますが、単に生産機能を有しているだけでなくそれぞれ地下水の涵養、災害防止、景観の形成など多様な機能を有しており、こうした機能を持続的に得るためには、それぞれの自然の特性に合った対応が必要です。

市街地については、人口が減少しているにも関わらず、新しい住宅地が開発されるため、市街地周辺の自然が失われるとともに、既存の市街地の空洞化により道路や下水道などの社会資本の効率的な整備を難しいものにしていきます。また、公園など市民が安らぐことができる施設についても今後の整備の進展が待たれています。

今後も人口の減少が進むと想定されるなかで、快適で美しい街づくりをするためには、環境とのバランスを考え、景観等に配慮するとともに、再開発によ

り既存の市街地を整備していく必要があります。

私たちは本来自然の一部であり、自然なしでは生きていくことはできません。

環境負荷を自然が復元できる容量以下に抑えるようにするなど、自然と共生し、持続的に発展できる社会を構築していくための取組みを進める必要があります。



### ③ 資源が循環し、環境への負荷が少ないまち

大量生産・大量消費・大量廃棄から資源循環型へと生活様式や産業構造は変化しつつありますが、家庭や事業所などから排出されるごみの質は多様化し、排出量も増加の一途をたどっています。

本市においては、市民や事業所にごみの減量化を呼びかけていますが、ごみの排出量は以前と比べ減少したとはいええない状態です。そのため、ごみ処理に膨大な経費が費やされているとともに、焼却施設に必要以上の負担がかかるなどの問題が生じています。

今後は、ごみの排出量の推移や施設の処理能力を見極めながら、市民・事業者・行政が一体となり、限られた資源の有効利用を図るため、集団資源回収や分別収集の拡大によりリサイクルを推進し、ごみの減量化・再資源化に努める必要があります。

私たちは水をまるで無尽蔵であるかのように扱っていますが、本来、水は、エネルギーと同じくらい貴重な資源です。私たちは、この貴重な水資源を無駄にしないよう節水に努めるとともに、集中豪雨等により水害が発生することのないよう保水機能を持つ森林の整備や地下への浸透を高める工夫を進める必要があります。

本市は農畜産品・水産品の名産地ですが、地元で生産された食材などを地元で消費する地産地消は、新鮮で安心できる食材を手に入れることができるだけでなく、輸送にかかるエネルギーの節減や温暖化ガスの排出抑制につながるなど環境保全に大きな役割を果たすことができます。地域産品への理解を深めるとともにその消費拡大を図るなどにより地産地消を進めます。

また、現在、エネルギーは比較的安定して供給されていますが、発展途上国の都市化及び産業の拡大等に伴い今後ますます需要が増大するものと予想されます。

このため、化石エネルギーへの依存を改め、バイオマスなどの環境にやさしい自然エネルギーの利用を進める必要があります。

こうしたことから、生産、流通、消費、廃棄等の全段階を通じて、資源やエネルギーの面でより一層の循環・効率化を進め、私たちの活動による環境への負荷が自然の物質循環を損なうことのないよう「資源が循環し、環境への負荷が少ないまち」の形成に向けた総合的・計画的な取組みを進めます。

#### ④ 地域が連携し、市民が行動するまち

本市の地形は、平野・海・山・川・島と多様性に富んでいます。このような市域の状況を踏まえ、単に各地域の環境特性に応じるだけでなく、地域間の連携による環境配慮行動を推進します。

現代社会の環境問題は、都市・生活型公害や地球環境問題に代表されるように、大量の資源やエネルギーの消費を伴う生活様式や産業活動がその大きな原因となっています。

平成17年に行った市民意識調査の結果によると、市のまちづくりのため市民ができる協力として「ごみの分類をはじめ市民の役割を実践する」を約5割の回答者が選択するなど市民の環境に関する意識は高まりつつあると思われませんが、ごみの減量など実際の行動へはなかなかつながらないのが現状です。

市では、市民・事業者に対し環境保全活動についての啓発や人材の育成を継続的に行うとともに、意見の環境政策への反映を図っていますが、今後も生活に密着した環境情報の提供、市民・事業者・市が互いに協力しあい共に行動していくための手法や仕組みづくりの検討、一人ひとりの自覚と協力を促すための啓発活動を行います

また、幼少時に自然を体験することや環境を理解し保全していくことを学ぶことは大人になってからの行動の基本となることから、環境教育の充実を図ります。

以上の施策の実施を通して、「地域が連携し、市民が行動するまち」の形成に向けた総合的・計画的な取組みを進めます。

## 5 計画の推進体制

本計画を効果的かつ効率的に推進するためには、市民・事業者・市が相互に連携・協力する取組が必要です。

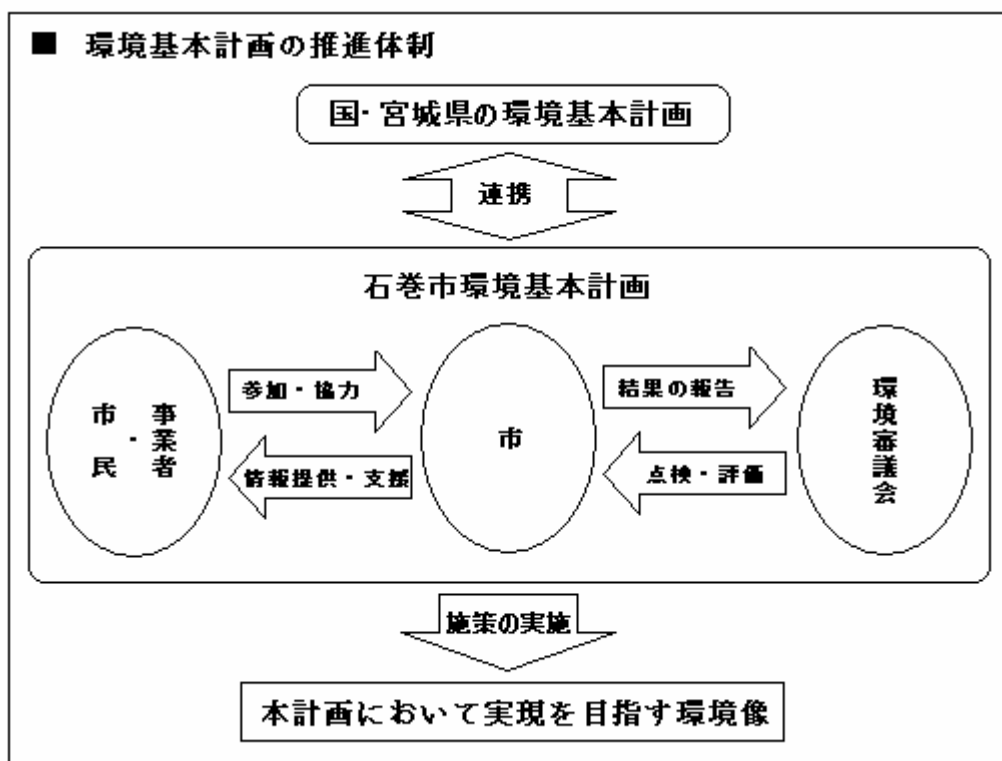
本計画においては、市民・事業者・市は次のような取組を行うこととします。

市民・事業者はエコパートナー会議へ積極的に出席し、市や環境審議会に対し意見や提言を述べるとともに、自発的な環境保全活動の実施や市等が実施する環境保全活動への参加・協力を行います。

市では環境保全リーダー育成講座を実施し、環境保全リーダーは平成17年度までで104人を数えるまでになりました。環境保全リーダーをはじめ各地域における環境保全活動を実施されている方々との連携・協力により、環境基本計画の事業を推進します。

環境審議会は、市の事業に関する結果報告を点検、評価するとともに、エコパートナー会議に出席して市民・事業者の意見や提言を聞いて、今後環境保全のため必要な施策に関する提言等を行います。

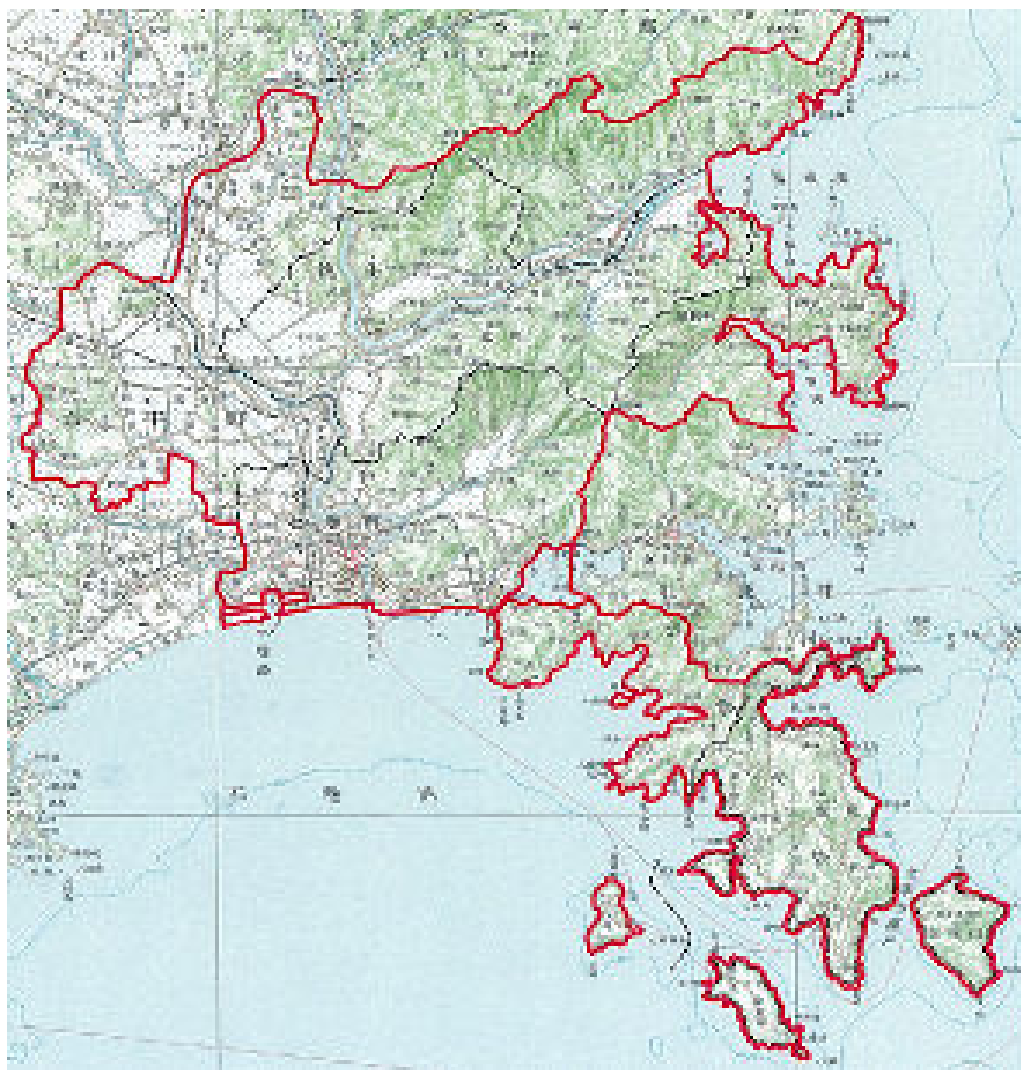
市は環境に関する事業を行うに当たっては、環境保全の観点から事前に調整を行うとともに、その結果については環境審議会に報告し、事後の点検、評価を受けることとします。また、環境に関する情報の提供や啓発を行うとともに、市民等が行う環境保全活動を支援することとします。



## 6 計画の対象

### (1) 計画の対象区域

本計画の対象区域は、下図のとおり石巻市の全域とします。



## (2) 計画の対象とする環境の範囲

環境の将来像、環境目標及び環境目標の達成に向けた施策の方向の提示に当たっては、次の環境の分野を対象とします。

| 環境目標                | 環境の分野  |
|---------------------|--|
| 広域的、地球的視点に立った健全なまち  | <ul style="list-style-type: none"><li>・大気</li><li>・水質</li><li>・騒音・振動</li><li>・その他生活環境</li><li>・地球温暖化対策</li></ul> |
| 自然と共生するまち           | <ul style="list-style-type: none"><li>・自然環境</li><li>・都市環境</li><li>・歴史的・文化的環境</li></ul>                           |
| 資源が循環し、環境への負荷が少ないまち | <ul style="list-style-type: none"><li>・廃棄物</li><li>・水資源</li><li>・地産地消</li></ul>                                  |
| 地域が連携し、市民が行動するまち    | <ul style="list-style-type: none"><li>・環境教育・環境学習</li><li>・環境保全活動</li><li>・環境配慮対策</li></ul>                       |

## (3) 計画の対象期間

本計画の対象期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間とします。ただし、環境の状況や社会経済状況などの変化に対応するため、必要に応じて内容の見直しを行います。

## 7 計画の構成

石巻市環境基本計画の構成は、次のとおりとします。

### (1) 基本編

環境像や基本目標など環境基本計画の基本的な内容を示します。

### (2) 計画編

基本編に掲げた環境像、基本目標の達成に向けた施策を提示します。

施策の提示に当たっては、基本目標の対象である環境の分野ごとに目標及び指標を示し、現行の施策に加え、計画の期間を見据えた新たな施策の方向も明らかにし、施策間の合理性、効率性に留意し、体系化を図ります。

### (3) 行動編

既に述べたように、今日の環境問題に対応していくためには、市民、事業者の取組が不可欠であることから、市民の日常生活、事業者の事業活動において期待される環境配慮に向けた行動例を示します。

### (4) 地域編

計画に掲げる環境像の実現を図っていくためには、本市の地形上の多様性を考慮し、地域の環境特性に応じた適切な配慮と地域間の連携が必要となることから、地域を地形上の特性に合わせ山地・丘陵地域、海岸・島嶼<sup>とうしょ</sup>地域、平野地域の三つの地域に分け、地域区分ごとに、施策の実施や開発に際しての環境配慮のガイドラインを示すとともに、総合支所及び支所の区分による地域間の連携の在り方を示します。

### (5) 推進編

本計画を実施、評価、管理していくための推進方策を示します。

なお、計画の構成図は次のとおりです。